

被災地以外からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用(建築・電気設備・機械設備)について

平成 25 年 2 月 1 日

被災地以外からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用(建築・電気設備・機械設備)について

東日本大震災の復旧・復興工事が本格化するなか、労働者確保が逼迫し、更に地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されるため、建築・電気設備・機械設備工事における当面の運用を定めました。

当面の運用

契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合に必要となる費用について設計変更で計上することができるものとします。

対象案件

本運用の対象となる案件は、次に掲げる事項を全て満たす工事とします。

- 1 仙台市水道局が発注する建築・電気設備・機械設備工事であること。
- 2 平成 25 年 2 月 1 日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成 25 年 2 月 1 日時点で契約中の工事であること。


対象項目

公共建築工事積算基準及び公共建築工事共通費積算基準に規定する共通仮設費の仮設建物費のうち次の(1)から(3)に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の(4)から(5)に掲げる項目とします。

- (1)労働者の宿舎に要する費用のうち借上費
- (2)労働者の宿舎に要する費用のうち宿泊費
- (3)労働者の輸送に要する費用
- (4)現場労働者に係る、募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当てを含む。)
- (5)現場労働者に係る、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

事務手続き及び留意事項

- 1 実績変更対象共通費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象共通費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式 1-1)」及び実績変更対象共通費について実際に支払った全ての証明書類(領収書, 領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し, 設計変更の内容について協議して下さい。
- 2 提出された資料に虚偽の申告があった場合については, 法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があります。
- 3 実績変更対象共通費に係る設計変更について疑義が生じた場合には, 監督員と協議して下さい。

 お問い合わせ 仙台市水道局給水部計画課技術管理係 電話:022-304-0031